

〔 予 算 執 行 要 領 〕

1 基本的事項

(1) 予算執行の基本的態度

ア 当初予算は、通年予算として編成したものであることから、その効果が最大限に発揮されるよう、計画的、効率的な執行に努めるとともに、年度途中の新たな財政需要については、原則、既計上予算の範囲内で対処すること。また、徹底した経費の節減を図り、不用額や節約額については確実に留保すること。

イ 予算編成における各部局の自主性と裁量の拡大を図っているところであり、その趣旨を踏まえて執行すること。さらに、予算の執行に当たっては、その財源の全てが貴重な公費であることを肝に銘じ、コスト意識と県民への説明責任を徹底し、なお一層、厳正かつ適切な執行に努めること。

ウ 国庫補助金等が廃止又は縮減されたものについては、県費による振り替えは原則認めないので特に留意すること。この場合、廃止縮減された国庫補助金等に見合う事業費を節約又は削減して執行すること。

エ 監査委員の監査、県議会の決算審査、包括外部監査等において指摘がなされた事項等については、十分に検討の上、適切な措置を講ずること。

(2) 財源の確保と適切な資金運用

ア 予算化された事業を的確に執行するため、計上財源の確保に万全を期すことはもとより、年度内の不測の財政需要への対応も念頭に置き、経費の節減に努めること。また、国庫補助制度の変更や地方交付税、地方債等の地方財政制度を的確に把握し、財源の確保に努めること。

イ 歳計金の不足期間が長期化し、多額の一時借入により支払準備資金を確保している状況にあることから、年間を通じて資金収支の安定化を図るため、計画的に事業を執行するとともに、国庫支出金、負担金等の特定財源については、事業の執行に見合った収入の確保に努めること。また、制度金融等各種貸付金については、資金需要に見合った預託を行うとともに、各種補助金の交付時期や支払方法の見直しなど、支出時期等のより一層の適正化に努めること。

なお、事業執行の時期と収入の時期が著しく異なるとき、又はその収入見込額等に変更が生じた場合には、速やかに会計局会計課及び財政課に協議すること。

ウ 財政調整的基金が底を突く見込みの中で、県税収入や地方交付税など主要な財源の状況が不透明なことから、状況により、配当留保措置等を講ずることがあるので、適切な予算の進行管理を行うこと。

エ 県税及び各種貸付金など滞納債権が増加する傾向にあるが、県民負担の公平性の確保の観点からも、その実態を十分把握し、「債権管理の適正化のための取組方針」に基づき、法的措置を含めて厳格な措置を講ずるなど適切な債権管理に努め、歳入の確保を図ること。

オ 各種基金の運用に当たっては、歳計金の状況も踏まえて、会計局会計課と十分に協議すること。

(3) 効率的、効果的な執行の確保

ア 県政の諸課題に積極的かつ柔軟に対処するため、県民に対し県政に関する情報を適時適切に提供するとともに、県民の声を的確に県政に反映させること。また、各種施策の実施に当たっては、県民との協働に意を用い、県民の理解と協力を得るよう努めること。

イ 予算の効率的執行を図るためには、従来にも増して関係部局間の緊密な連絡協調が必要であるので、組織横断的な取組に十分意を用いること。

また、市町村との役割分担を明確にした上で、連携協力体制を強化するとともに、その他関係団体との連携等についても、十分配慮すること。

ウ 事業効果を最大限に上げるとともに、事業の優先順位を明確にし、選択と集中を進めるため、事業の評価（セルフマネジメント）を徹底すること。

エ 厳しい財政状況に鑑み、経費全般にわたり常に創意工夫を凝らし、節減合理化に努めること。

オ 予算編成の経過等を踏まえ、常に適正な執行を心掛け、執行残は確実に留保すること。

カ 税収等の推移を踏まえた適切な予算の執行と、経費のより一層効率的、効果的な執行に徹するため、四半期ごとに予算を配当するので、留意すること。

キ 県の行う契約事務は一般競争入札による方法を原則とするものであり、他の方法による場合は法令で規定するものに限られているので、適正に対処すること。特に、随意契約の方法による場合にあっては、当該契約の種類、内容、性質、目的等諸般の事情を検討して、合理的な判断により限定的に対応するなど、契約事務のより一層適正な運用に努めること。

2 歳入に関する事項

(1) 県税については、地方税制度に関する理解を深め、納税意識の高揚を図るとともに、課税客体及び課税標準の的確な把握並びに徴収率の向上により、収入の確保と滞納額の圧縮に努めること。

- (2) 国庫支出金については、「一括交付金」など国の制度変更等に注意するとともに、早期申請と概算払制度の活用により、事業の執行に見合った収入の早期確保に努めること。

なお、地方の自主性と裁量の拡大につながる国庫補助負担金の一般財源化、超過負担の解消、交付事務の簡素化等については、機会あるごとに、国に対し強く要請すること。

- (3) 使用料、手数料については、予算計上額の確保に努めるとともに、今年度は3年に1度の定期見直しを実施することとしているので、応益負担の原則を踏まえ、適正かつ妥当な水準に留意し、その改善に適切に対応できるよう検討すること。

また、法令等で標準額等が示されているものについては、原則として当該法令等の改正の都度、改正すること。

- (4) その他の収入については、当該事務事業の執行に見合った適切な確保に万全を期すとともに、適正な受益者負担の観点から、その増収に努めること。

- (5) 新たな自主財源の確保対策として、ネーミングライツや広告料収入などに取り組んでいるところであり、各部局においては積極的に導入を図ること。

3 歳出に関する事項

(1) 投資的経費

ア 公共事業費については、関係省庁や地元市町村との協議調整を十分に行い、優先順位や費用対効果を見極め、事業効果が十分に発揮できるよう、計上予算の計画的な執行に努めること。

また、県内中小・零細企業の受注機会の確保と健全な育成、県民の雇用機会の拡大及び県産品の積極的活用が図られるよう十分配慮すること。

イ その他の投資的経費については、計上された予算額の範囲内で当該事業が執行できるよう、用地の確保、設計等事前準備に万全を期すこと。特に、建築工事の予算計上面積は、予算額と同様あくまでも上限であり、その範囲内で当該施設の機能が最も効果的に発揮できるよう設計、施工にあたること。

また、入札差金等については、不用額として確実に留保すること。

ウ 公共事業はもとより投資的経費全般にわたり、公共工事コスト縮減対策に関する新行動計画の趣旨に沿って適切に執行し、引き続き、コストの縮減に努めること。

(2) 県単補助金及び貸付金

ア 県単補助金については、補助効果の観点から事業の内容を検討しつつ所期の目的が達成されるよう努めるとともに、一層の改善合理化を進めること。予算編成等を

通じて補助対象経費の明確化や終期の設定などの見直しを行ったものについては、関係団体等との調整を十分に行い、適切な事務処理と執行に努めること。

イ 補助金等の前金払又は概算払は、あくまでも支出の特例であり、補助対象等の事業実施計画、資金計画等について十分精査し、真にやむを得ない場合のみ、実施すること。

なお、精算払に係る補助金の執行については、原則として財政課合議を要しないものである。

ウ 県が出資又は補助している法人等については、それぞれ出資又は補助の目的に沿って、適正かつ効果的に運営されるよう十分助言・指導を行うとともに、更なる経費の節減合理化や自主財源の確保に努めるよう指導すること。

なお、指導に当たっては、「特定法人の見直し基本方針」及び県議会や監査における提言等を踏まえ、適切に対応すること。

エ 市町村総合交付金制度については、地方分権の推進と事務の効率化の観点から、市町村と十分な連携、調整等を行い、市町村の自主性を尊重しながら、適切な運用を図ること。

オ 県単貸付金については、制度の意義や効果の検証を行い、施策の成果が十分確保できるよう適切な執行に努めること。

(3) その他の経費

ア その他の経費については、社会経済情勢の推移、事業の進捗等を十分捕捉し、適正な執行を図るとともに、常に当該事業の効果を見極めつつ経費の節減合理化を図るよう努めること。

イ 新設施設に係る維持管理経費については、当面の措置として他の類似施設等の維持管理経費を参考に予算化しているので、節約を基調とした予算執行に十分留意すること。

ウ 旅費、需用費等の経常的一般行政経費については、より一層の適切かつ効率的な執行と節約に努めること。

エ 臨時的な各種大会等に係る経費については、原則として予備費の充当は認めないものであること。

オ 物品の購入、印刷物の発注、各種の委託等に係る契約の際には、常に在庫の状況を把握するとともに、法令等に照らし適正な執行を図ること。